

審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日 作成

法 令 名：金属くず営業条例
根 拠 条 項：第 3 条
処 分 概 要：金属くず商の許可
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め： 金属くず営業条例第 4 条（許可の基準） 金属くず営業条例施行規則第 3 条（許可の申請） 金属くず営業条例施行規則第 3 条の 2（心身の故障により金属くず商の業務を適正に行うことができない者）
審 査 基 準： 金属くず営業条例第 4 条各号の欠格要件に該当しないなど金属くず営業条例を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。
標 準 処 理 期 間：40 日以内
申 請 先：申請書は、あなたの営業所を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線 3426）
備 考：

審 査 基 準

令和 3 年 3 月 22 日作成

法 令 名：金属くず営業条例
根 拠 条 項：第 6 条
処 分 概 要：許可証の再交付
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め： 金属くず営業条例施行規則第 5 条第 1 項、同条第 2 項（許可証の再交付の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日以内
申 請 先：申請書は、あなたの営業所を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線 3426）
備 考：

審 査 基 準

令和 3 年 3 月 22 日作成

法 令 名：金属くず営業条例
根 拠 条 項：第 9 条第 2 項
処 分 概 要：許可証の書換え
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め： 金属くず営業条例施行規則第 7 条（許可証の書換えの申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日以内
申 請 先：申請書は、あなたの営業所を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線 3426）
備 考：